

様式第5（第5条関係）

[書類名] 図面

[図1]

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさのトレーシングペーパー若しくはトレーシングクロス（黄色又は薄い赤色のものを除く。）又は白色上質紙を縦長にして用いる。ただし、特に必要があるときは、横長にして用いてもよい。
- 2 図は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。
- 3 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。
- 4 描き方は、原則として製図法に従って、黒色で、鮮明にかつ容易に消すことができないように描くものとし、着色してはならない。
- 5 2以上の図があるときは、原則として発明の特徴を最もよく表わす図を「[図1]」とし、以下各図ごとに「[図2]」、「[図3]」のように連続番号を図の上に付し、図面が複数枚にわたるときも、全ページを通じて各図ごとに連続番号を付す。また、1の番号を付した図を複数ページに描いてはならず、異なる番号を付した図を横に並べて描いてはならない。
- 6 図面に関する説明は、発明の内容を記載した書面の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次の要領で図面の中に記入することができる。
 - イ 用語は、発明の内容を記載した書面において使用した用語と同一のものを用いる。
 - ロ 文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記入する。
 - ハ 図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記入する。